

巻農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

◆下木島地区農振区域変更

1 変更の概要

- (1) 変更種別：除外
 (2) 変更概要

付図 番号	除外箇所 (大字, 字, 地番)	農用地区域への除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の 用途区分
1	西蒲区下木島 字上田 [REDACTED]	法第 13 条第 2 項該当 具体的理由：廃タイヤ集積場建設のため	畑 1,689 m ²	

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市西蒲区巻地域において、廃タイヤ集積場の建設を行うものである。申出者は新潟市から産業廃棄物処分業の許可を取得し、廃タイヤの再利用、再資源化に取り組んでいる。しかしながら雪国である新潟ではとりわけ春季と冬季に集中して廃タイヤが持ち込まれることから既存のタイヤ保管場所では対応できず、新潟市火災予防条例の保管基準を遵守することができない状況であるため、下木島地区内において当該開発に必要な規模の土地を確保しようとするもの。

同地区近隣には市街化区域がなく、また巻農業振興地域の農用地区域以外の土地についても産業廃棄物保管基準に沿える適地が存在しないため、巻農業振興地域整備計画を変更し、その用に供する土地を農用地区域から除外するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

別添のとおり

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

土地改良事業名, 事業の種類等	事業 地区名	事業 施工者	全体受 益面積	工期	備 考
		該当無し			

5 当該変更の経過

日付	事項
H29. 7. 13	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H29. 8. 8	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H29. 9. 11	巻農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧開始
H29. 10. 10	巻農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H29. 10. 25	巻農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H29. 11. 7	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H29. 11. 16	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H29. 11. 22	巻農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告（農振除外）